

## 平成22年6月18日 改正貸金業法が完全施行されました。

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

近年、消費者が返しきれないほどの借金をしてしまい、深刻な状態におちいる多重債務問題がクローズアップされ、これを解決するために従来の法律が抜本的に改正され、新しい貸金業法ができました。

### 貸金業法改正のポイント

#### ポイント① 総量規制(借り過ぎ・貸し過ぎの防止)

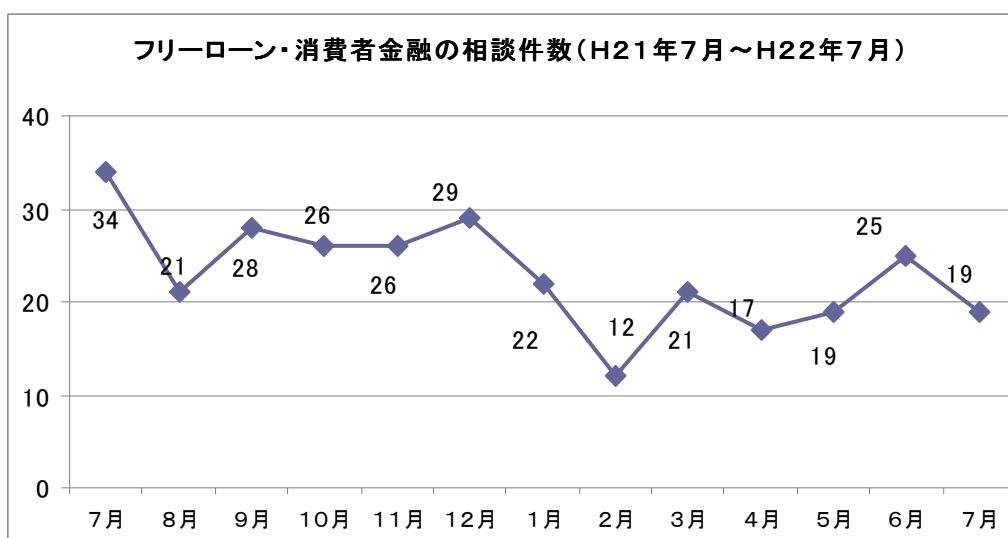
- ・借入総額が年収の3分の1までに制限されます(法施行後の新規の借入れが対象)。  
(複数社からの借入れがある場合はすべての合計となります)
- ・借入の際に収入を証明する書類の提出が基本的に必要となります。  
(具体的には、源泉徴収票・給与支払い明細書・確定申告書など)
- ・専業主婦(主夫)の方は、配偶者の同意・住民票・配偶者の年収を証明する書類などの提出が必要となります。
- ・住宅ローン・自動車ローン・クレジットカードで買い物をした分については対象外です。

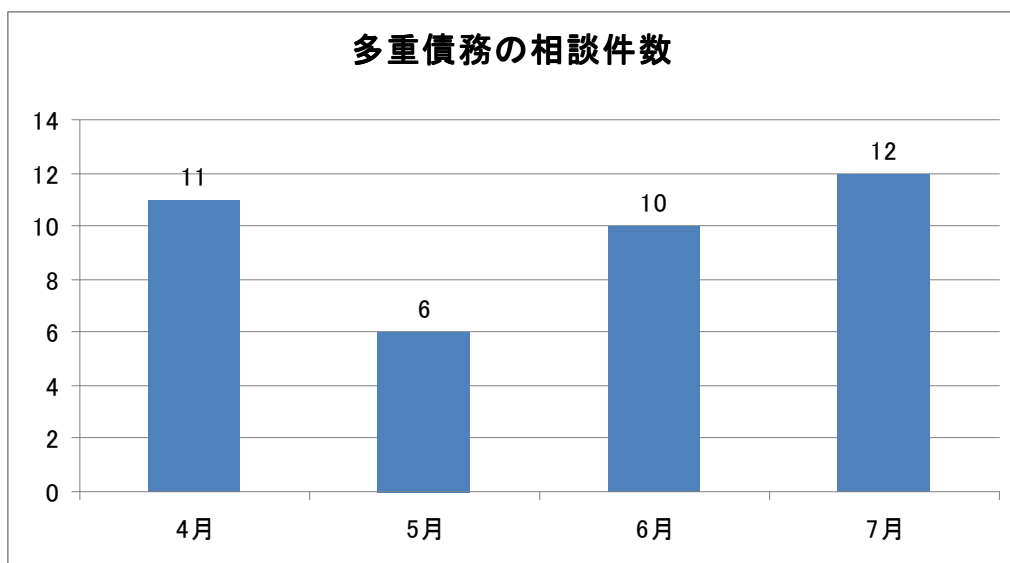
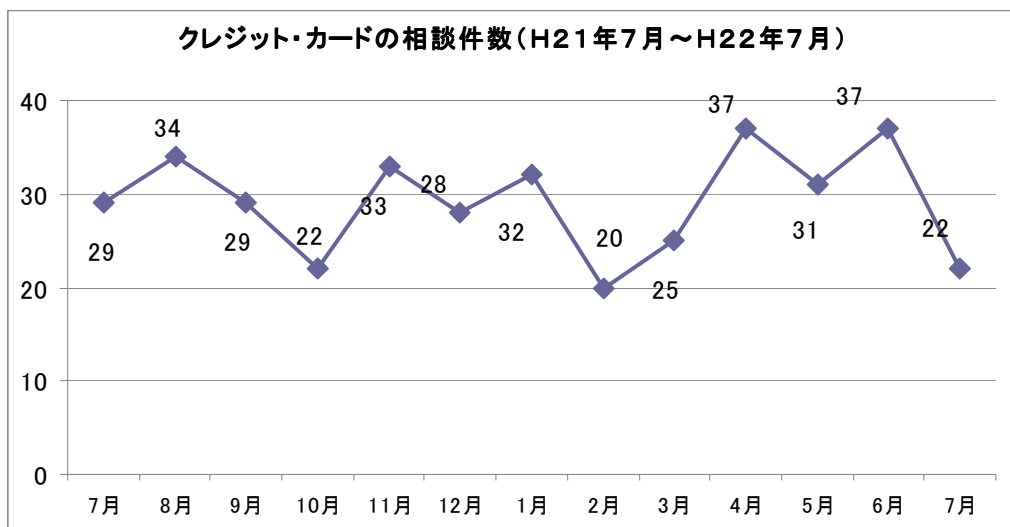
#### ポイント② 上限金利の引下げ

法律上の上限金利が 29.2%から、15~20%に引き下げられます。

【注意】・ヤミ金融(無登録の業者)には絶対に手を出さないように、注意しましょう。

このように改正されましたが、最近の相談傾向がどうなっているかをまとめてみました。





**○最近の相談事例**

- ・消費者金融数社で借入れがあるが、返済不能になった。相談窓口を教えてください。
- ・消費者金融で借金したのが原因で多重債務に陥ってしまった。債務整理したい。
- ・借金がきっかけでヤミ金に振り回され、借った金額よりはるかに多額のお金を返済したが、まだ終わらない。どう対処すればいいか。

現在のところ相談件数に大きな変化は見られませんが、今後影響が出てくることも考えられます。借金の悩み、相談は一人で抱え込まず、消費生活センターに相談して下さい。